

回 (年 度)	問 題
第75回 (令和7年)	<p>問1 (10点)</p> <p>卸売業を営むA社(年1回3月末決算法人)は、取引先である小売業者との間に、製品Xを1個当たり100円で販売するが、通年(4月～翌年3月)で10,000個以上仕入れた小売業者には、その年に仕入れた製品Xの1個当たりの価格を90円に遡及的に値引きする契約を結んでいる。小売業者B社及びC社は、前期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)において、製品Xをそれぞれ6,300個及び5,500個仕入れていた。令和7年4月1日にB社及びC社は、B社を存続法人とする合併をした。合併後のB社は、A社との上記契約内容の見直しは行わず、引き続き上記契約に基づき製品Xの仕入れを行い、当期(令和7年4月1日～令和8年3月31日)において製品Xを計11,000個仕入れた。A社は、製品Xを小売業者に引き渡した都度収益計上しているところ、その収益計上金額については、過去における小売業者との取引実績を踏まえ、値引きを見込んだ金額としており、当期のB社との取引についても、B社と被合併法人C社との前期の取引実績合計を踏まえ、値引きを見込んだ金額で収益計上し、当期の決算における収益計上額は計990,000円であった。この場合において、A社の当期におけるB社に対する製品Xの販売に係る益金の額に算入することとなる金額について、その法的な理由も含めて答えなさい。なお、契約内容や金額算定の根拠を示した書類等の保存等は適正に行われているものとする。</p> <p>問2 (20点)</p> <p>次の(1)及び(2)の間に答えなさい</p> <p>(1) 内国法人であるD社、E社及びF社には、次の①及び②の関係がある。この度、E社は、F社に対して1,000,000円の寄附金を支出した。この場合において、各社の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額又は益金の額に算入することとなる金額、利益積立金額の増減額及び各社の有する株式の帳簿価額の増減額について、その法的な理由も含めて答えなさい。</p> <p>① E社は、その発行済株式総数の90%をD社に保有され、残りの10%をF社に保有されている。</p> <p>② F社は、その発行済株式総数の90%をD社に保有され、残りの10%をE社に保有されている。</p> <p>(2) 一般社団法人であるG協会(年1回3月末決算法人。法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人には該当しない。)は、出版業を営んでいるが、当期(令和7年4月1日～令和8年3月31日)において得意先である作家を慰安するために旅行に招待し、その旅行費用(接待飲食費はない。)として2,000,000円を支出し、当期の決算において同額を費用計上した。この場合において、G協会の当期における当該旅行費用に係る交際費等の課税上の取扱いについて、その法的な理由も含めて答えなさい。なお、G協会の当期末における貸借対照表には、総資産の帳簿価額として1,000,000,000円、総負債の帳簿価額として700,000,000円、当期の利益の額として20,000,000円が計上されている。また、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利になる方法を選択すること。</p>

回 (年 度)	問 題										
第75回 (令和7年)	<p>問3 (20点)</p> <p>次の【資料】に基づき、内国法人であるP社（資本金10,000,000円。年1回3月末決算法人。設立以来每期継続して青色申告書を提出。）の当期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の課税所得の算出における未処理欠損金及び資産の譲渡損失に係る課税上の取扱いについて、その法的な理由も含めて答えなさい。</p> <p>【資料】</p> <p>① P社は、令和3年4月1日に設立された法人であり、P社株式は、同日から継続して個人甲が100%保有している。</p> <p>② 内国法人であるS社（年1回3月末決算法人。設立以来每期継続して青色申告書を提出。）は、個人乙（個人甲との間に親族関係はない。）の全額出資により令和元年7月1日に設立されたが、個人乙が令和3年7月1日にその保有するS社株式の全部をP社に譲渡したことにより、S社株式は、同日から継続してP社が100%保有することとなった。なお、令和3年3月31日時点でS社の保有する資産又は負債について時価評価は行われていない。</p> <p>③ P社は、令和7年4月1日を効力発生日として、S社を被合併法人とする合併を行うこととした。なお、当該合併に際して、合併対価の交付は行われていない。当該合併の直前においてP社とS社の事業規模には大きな開きがあり、また、当該合併を機にS社の役員はいずれも退任することから、共同で事業を行うための合併には該当しない。</p> <p>④ S社の設立第1期（令和元年7月1日～令和2年3月31日）は欠損であり、その後のS社の各事業年度の所得金額の計算において控除できていない当該設立第1期の未処理欠損金額が100,000,000円ある。なお、P社は、設立以来、有所得である。</p> <p>⑤ S社は、土地を令和2年7月1日に50,000,000円で取得したが、周辺商業施設の撤退等もあり、当該土地の時価は次のとおり値下がりしていた。S社は当該土地を継続保有し、評価換えもしていなかったが、合併により当該土地を引き継いだP社は、令和8年3月1日に時価相当額によりP社とは資本関係のない第三者に売却した。</p> <table border="1" data-bbox="326 1489 1222 1580"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>令和3年4月1日</th> <th>令和3年7月1日</th> <th>令和7年4月1日</th> <th>令和8年3月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時価</td> <td>35,000,000円</td> <td>35,000,000円</td> <td>32,000,000円</td> <td>30,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	日付	令和3年4月1日	令和3年7月1日	令和7年4月1日	令和8年3月1日	時価	35,000,000円	35,000,000円	32,000,000円	30,000,000円
日付	令和3年4月1日	令和3年7月1日	令和7年4月1日	令和8年3月1日							
時価	35,000,000円	35,000,000円	32,000,000円	30,000,000円							